令和6年度茨城県既存住宅状況調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和6年度茨城県既存住宅状況調査」(以下「調査」という。)の実施に あたり必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象となる住宅)

- 第2条 調査の対象は、次のいずれにも該当する既存住宅とする。
 - (1) 本県内に所在する住宅であること。
 - (2) 売買を予定しており、市町村等が運営する空き家バンクに登録されていること又は登録を予定している住宅であること。
 - (3) 店舗等併用住宅にあっては、床面積の過半が居住の用に供されること。
 - (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者が所有する物件ではないこと。

(申込者の要件)

- 第3条 調査申込者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 県税その他租税の滞納がないこと。
 - (2) 暴力団等又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (3)「確認事項説明書」の内容について同意していること。
 - (4) 調査に関する茨城県からのアンケートに協力すること。

(調査の内容)

- 第4条 調査の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年国土交通省告示第81号)第2条第4項に規定する既存住宅状況調査とし、既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号、以下「方法基準」という)に規定する方法及び基準に基づき行うものとする。
 - (2) 上記の定めにない調査については、必要に応じて県及び業務受託者である一般社団法人 茨城県建築士事務所協会(以下「業務受託者」という。)で協議のうえ定めること。

(事業の実施方法)

第5条

(1)申請方法

調査を希望する者は、「令和6年度茨城県既存住宅状況調査実施申込書」(様式第1号)を、業務受託者に提出するものとする。

(2)調査物件の決定

業務受託者は、申請内容や地域バランス等、事業を効果的に実施できるよう十分に配慮のうえ調査を実施する物件を決定し、調査申込者に対し、「令和6年度茨城県既存住宅状況調査実施決定通知書」(様式第2号)により調査実施の可否について調査申込者に通知するものとする。

(3)調査の実施

業務受託者は、調査を実施することとなった物件について、方法基準に従って調査を 実施するものとする。

調査の実施にあたっては、調査申込者に対し、「確認事項説明書」に基づき調査内容 について説明を行うこと。

(4)調査結果の報告

当該調査を行った既存住宅状況調査技術者(以下「調査技術者」という。)は、調査結果を業務受託者に報告すること。

(5) アンケート調査の実施

調査申込者並びに調査技術者は、それぞれ「【調査申込者用】茨城県既存住宅状況調査に係るアンケート」及び「【調査技術者用】茨城県既存住宅状況調査に係るアンケート」に回答し、業務受託者に提出するものとする。

(6) 調査結果の取りまとめ及び報告

業務受託者は、定期的に事業の進捗状況を県に報告するとともに、事業が完了した場合は、速やかに調査の結果を取りまとめ「令和6年度茨城県既存住宅状況調査事業完了報告書」(様式第3号)に関連書類を添え、県に報告するものとする。

(その他)

第6条 本実施要領に疑義が生じたとき、又は本実施要領に定めのない事項については、その 都度、関係者による協議によりこれを定めるものとする。